

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月10日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 國分文也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	秘書部長 島崎 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	秘書部長 島崎 豊
【縦覧に供する場所】	丸紅株式会社大阪支社 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 丸紅株式会社中部支社 (名古屋市中区錦二丁目2番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月22日付をもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」及び「発行価額の総額」が平成30年7月9日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(2) 発行数

(訂正前)

4,645個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の発行数とする。

(訂正後)

4,645個

(3) 発行価格

(訂正前)

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出された1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり75,100円(1株当たり751円)

なお、新株予約権者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

348,839,500円

以 上